

いきいき茨城ゆめ国体高萩市売店設置運営要項

1 目的

この要項は、第74回国民体育大会高萩市歓迎接伴基本計画に基づき、全国から訪れる選手、監督、大会関係者及び観覧者（以下「大会参加者」という。）の便宜を図るとともに、市の魅力あふれる観光・文化・産業等を広く紹介し、併せてその振興に資するため、いきいき茨城ゆめ国体の開催時における売店の設置及び運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 設置場所

売店は、各競技会場の、いきいき茨城ゆめ国体高萩市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めた場所に設置する。

3 設置期間及び開設時間

売店の設置期間は、各競技会の開催期間内とし、開設時間は、原則として競技開始時刻の1時間前から競技終了時刻の30分後までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 出店数及び規模

売店の出店数は、実行委員会が決定し、面積は、1店舗あたり概ね20㎡（2間×3間テント）以内とする。ただし、実行委員会は、出店状況等に応じて、これを調整することができるものとする。

5 販売品目

売店の業種は、大会参加者の便宜を図るもの、高萩市の特産品等を紹介するもの、その他実行委員会が認めるものとし、売店における販売品目は、次に掲げる範囲のものとする。

- (1) 大会関連グッズ
- (2) スポーツ用品
- (3) 郷土物産品及び茨城の土産品
- (4) 飲食品
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が必要と認めたもの

6 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）に関係書類（様式第2号・様式第3号）及び営業に必要な許認可等を受けていることを証する書類の写しを添えて、実行委員会に提出するものとする。

7 出店者の選定及び売店出店許可書の交付

- (1) 実行委員会は、本要項に基づき、出店者を選定し、適当であると認めたものについて、売店出店許可書（様式第4号）を当該申請者に交付する。
- (2) 売店出店許可書の交付は、出店料の納付確認後とする。

8 出店料

- (1) 出店者として選定を受けた者は、別に定める基準により算定される出店料を実行委員会に納付しなければならない。
- (2) 実行委員会は、出店者が、経営基盤が脆弱で、かつ、営利を目的としないと認めるときは、出店料を免除することができる。

- (3) 出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第5号）を提出し、その承認を受けなければならない。
- (4) 既に納付した出店料の還付はしない。ただし、特別の事由があると認めるときは、実行委員会は其の全部、または一部を還付することができる。

9 出店者の選定基準

出店者の選定基準は次のとおりとする。なお、出店申請者数が、当該競技会場における売店設置数を超えるときは、高萩市内に事業所、または店舗等を有する出店申請者を優先する。

- (1) 競技会の開催期間を通じて出店できること
- (2) 法令等により許認可等を必要とする営業について、当該許認可等を受けていること
- (3) 申請時から起算して過去1年以内に法令等に違反したことによる処分を受けていないこと
- (4) 申請時点で、市税の滞納がないこと。

10 売店の設置における分担

- (1) 実行委員会は、テント、テーブル、椅子及び電気設備の設置を分担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が用意するもの以外の備品及び設備等（以下「売店備品等」という。）の設置を分担する。なお、設置に関し、法令による規制があるときは、出店者の責任及び費用負担により対応することとする。

11 管理運営

- (1) 売店における販売品及び売店備品等の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は、一切の責任を負わない。
- (2) 出店者は、売店責任者を定め、常駐させ、実行委員会に報告しなければならない。売店責任者に変更があったときも同様とする。
- (3) 売店責任者は、実行委員会が競技会場に置く売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう、従業員の指導に努めなければならない。

12 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡、転貸又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものは除く。
- (5) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (6) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (7) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたものは除く。
- (8) その他大会運営に支障があるような行為をすること。

13 遵守事項

出店者及び販売に従事する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 売店及びその周辺の清掃及び発生したごみの処理は出店者の責任において行い、環境美化に努めること。
- (2) 販売商品の搬入搬出に使用する車両は、実行委員会が交付する駐車許可証を指定の位置に掲げること。
- (3) 販売品等の搬入、陳列は大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示した時間までに完了し、搬出は競技会終了後速やかに行うこと。
- (4) 服装は清潔で従業員であることが確認できるものを着用すること。

- (5) 接客に当たっては、好感を与えるよう親切、丁寧な対応を心がけること。
- (6) 商品には、販売価格を明示する等、適切な表示を行うこと。
- (7) その他、関係法令等を遵守するとともに、実行委員会の指示に従うこと。

14 事故等の処理

売店において事故等が発生した場合は、売店責任者は直ちに売店監督員に連絡するとともに、事故処理にあたらなければならない。

15 損害賠償

出店者及びその従業員が会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

16 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) その他実行委員会が不相当と認めたとき。

17 原状回復

出店者は、出店を許可された競技会終了後速やかに出店に要した物品等を搬出して原状回復し、売店監督員の検査を受けなければならない。

18 その他

- (1) 競技別リハーサル大会における売店の設置及び運営については、この要項に準じて取扱うよう努めるものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、売店の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。